

○福山市立大学教育学部研究紀要投稿要領

令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、福山市立大学教育学部紀要編集委員会規程（平成23年教育学部規程第7号）第5条の規定に基づき、福山市立大学教育学部研究紀要（以下「紀要」という。）への投稿に関し必要な事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第2条 紀要への投稿資格者（著者をいう。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福山市立大学教育学部の専任教員
- (2) 福山市立大学教育学部の非常勤講師
- (3) 福山市立大学教育学部の元専任教員のうち、紀要編集委員会が投稿を認めた者
- (4) 福山市立大学の附属施設の専任教員のうち、紀要編集委員会が投稿を認めた者

2 投稿資格者は、共著者を置くことができる。

(投稿論文)

第3条 投稿論文は、印刷物として未発表のものに限る。

(執筆規定)

第4条 執筆に関する規定は、別途定める。

(投稿論文数)

第5条 投稿論文数は1人年間4編以内とし、共著論文については、共著者のそれぞれが論文1編を投稿したものみなす。

2 第2条第1項第2号の非常勤講師及び同条同項第3号の元専任教員にあつては、第1著者として投稿する論文を1編とし、その他の共著論文を3編以内とする。

(投稿方法)

第6条 投稿希望者は、紀要編集委員会が定める期間内に所定の添付票及び論文原稿並びに倫理チェックリストを紀要編集委員会に提出するものとする。

(抜刷)

第7条 抜刷は、1論文につき50部までを無料とする。

(電子公開)

第8条 投稿論文は、原則として福山市立大学附属図書館において電子公開するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。